

## 第5回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和7年10月24日（金）

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時00分

閉会時刻 午後2時56分

第5回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第15号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第16号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第19号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会長	杉	田	孝	行	君	会長代理	宮	城	与	四郎	君
1番	柴	崎	行	雄	君	2番	籠	宮	信	寿	君
3番	池	田	庄	司	君	4番	奈	良	晴	夫	君
6番	岸	田	一	男	君	7番	青	木		豊	君
8番	石	井	幸	宏	君	9番	大	澤	一	樹	君
10番	高	橋	七	海	君	11番	岡	田		武	君
13番	坂	巻	泰	子	君	14番	野	村	俊	岳	君
15番	早	野	公	夫	君	16番	長	谷	智	英	君
17番	野	口	和	幸	君						

欠席委員 2名

5番	原	義	雄	君	12番	市	原	功	樹	君
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

推進委員

菖蒲 10	石	井	松	江	君	栗橋 6	遠	藤	正	幸	君
鷺宮 1	齋	藤	貞	夫	君	鷺宮 2	渡	邊	祥	克	君

事務局

事務局長	田	中	智	也	副 兼 主 係 幹 長	田	口	一	美	
主任	松	田	知	也	主任	松	崎	宣	幸	
主事	横	山	玲	央						

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第5回農業委員会総会を始めます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、5番、原委員、12番、市原委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、杉田会長より挨拶いただく前に、私より報告をさせていただきます。

本日の議案資料の3ページ、経過報告でございます。10月23日に関東ブロック女性農業委員の研修会ということで出席予定委員がいたことから、こちらに載せさせていただいたのですけれども、事前に出席予定委員から都合が悪く欠席ということになりましたので、本日の経過報告はなしとなりましたので、先に報告させていただきます。

それでは、杉田会長よりご挨拶申し上げます。お願ひいたします。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

日程第3でございます。

議事録署名委員を指名させていただきます。私のほうから指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

10番、高橋委員さん、11番、岡田委員さん、よろしくお願ひします。

◎経過報告

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第4、経過報告でございますが、先ほど局長のほうから申されました、今月は新たな経過報告はございません。

農業委員さんのはうから皆さん方に周知しておく事項がありましたら、ご報告願いたいと存じます。よろしいでしょうか。

池田委員さん、お願ひします。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。事務局に教えていただきたいのですが、先日、東京新聞に市長が農地法違反の疑いがあるみたいな、そんな話の記事が載っておりました。当然事務局のほうに取材等あったかと思うのですけれども、詳細を教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長（杉田孝行君） それでは、局長のほうからお願ひします。

○事務局長（田中智也君） 今、池田委員さんからご質問があったのですけれども、総会終了後お話しできればと思っているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○会長（杉田孝行君） 池田委員さん、よろしいでしょうか。

○3番（池田庄司君） 結構です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

◎議案第13号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5に入ります。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局、説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページを御覧ください。申請書番号251309番、譲受人は、上清久に事務所を置き、保健、医療、または福祉の増進を図

る活動などを行っている特定非営利法人（N P O法人）となります。譲渡人は、上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畠1筆、333平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。譲受人は、隣地で放課後等デイサービス事業を行っており、取得後につきましては、利用者の療育活動の一環として、野菜の作付を予定しているということでございます。

本案件は、法人による農地の取得であり、農地所有適格法人以外は、法人による農地取得は原則できないものとなっておりますが、農地法施行令第2条第1項第1号ハ及び農地法施行規則第16条により、不許可の例外に該当するものとなっております。もう少し具体的に説明いたしますと、教育、医療、または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定められるものが権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該目的に係る業務で使用する場合には、農地の取得が認められておりまして、農林水産省令で定めるものとして、学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他の営利を目的としない法人が該当いたします。そのため特定非営利法人（N P O法人）は、農地の取得ができることとなっております。

続きまして、申請書番号252312番、譲受人、譲渡人、いずれも菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の田1筆、975平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を219アール耕作しており、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願い申し上げます。

高橋委員さん、お願いします。

○10番（高橋七海君） 10番、高橋です。10月24日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号251309番、資料1になります。申請地は、東北自動車道、六万部の東側に位置する社会福祉法人の建物から、北に300メートルのほどの集落に位置しております。農地の状況は畠で、耕うんされ管理されている状態でした。先月26日に会長と面談を行いまして、申請者の耕作経験や農機具の所有状況から、申請地を取得しても適切に耕作すると思われます。

以上、1案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しております。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、柴崎委員さん、お願いします。

○1番（柴崎行雄君） 柴崎でございます。よろしくお願いします。10月18日土曜日、坂巻委員さんと現地調査を行いましたので報告いたします。

資料2、252312を御覧ください。図の下にはうに菖蒲町昭和沼というふうにあるのですが、この右側のほうに久喜菖蒲公園昭和沼という大きな池があります。

なお、図の上のほう、新ごみ処理施設を建設中の場所であります。その中央の部分に印があると思うのですが、約1ヘクタール、1町分です。その辺のちょうど住宅と工業団地の間にある水田の田んぼ、その一画に申請地である田んぼがあります。この周辺は全て田んぼで耕作をされておりまして、稲刈りのほうも終わっておりました。

なお、今回の申請者は、こここの田んぼの近くに自宅があり、今年の6月まで農地利用最適化推進委員を担っていた

方で、お米、それからイチゴの耕作をしておりますので、取得後も適正に耕作するものと思われます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま高橋委員さん、柴崎委員さんからの調査報告についてご質問をお受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

○議案第14号

○会長（杉田孝行君） それでは、議案第14号 農地法第4の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページを御覧ください。申請書番号251404番、申請者は古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畠2筆、875平米でございます。申請の内容につきましては、貸駐車場の整備による雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請地の周辺では開発が進んでおり、店舗や住宅が増えてまいりました。そこで近隣の方々から、当該申請地を貸駐車場として利用させてほしいとの要望が寄せられるようになりました。熟慮した結果、申請地を貸駐車場として利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号253403番、申請者は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畠2筆、159.84平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままでいたことが判明したものです。当該申請地については、以前から母屋、納屋などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

高橋委員さん、お願ひします。

○10番（高橋七海君） 10番、高橋でございます。10月24日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号251404、資料3になります。申請地は、久喜北小学校から東に200メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、東側が市道、それ以外は畠に面している土地になっております。畠の状況はきれいに耕うんされていました。申請地は、駐車場の建設を予定しており、周囲にコンクリートブロックの設置とマウントアップを行うとい

うことで、周囲に影響を及ぼすことはないと思われます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

○4番（奈良晴夫君） 続きまして、4番、奈良でございます。10月20日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号253403、資料ナンバー4でございます。申請地は、高柳の宝聚寺というお寺から南へ500メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側は農地、東と南側は宅地、西側は県道となっております。この案件については追認案件であり、新たな工事等は行わないことから、周囲の農地へ被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、本件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいまの高橋委員さん、奈良委員さんのはうからの調査報告についてご質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決いたします。

○議案第15号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

なお、申請書番号254509については議事参与の制限がございますので、これを除いて説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の9ページを御覧ください。申請書番号251509番、譲受人は河原井町に本店を置き、鋼板の建設用金属製品製造及び鋼板の溶断、溶接加工販売などを行う法人、譲渡人は除堀在住の方外2名となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の田4筆、3,090平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、隣地において鋼板の切断、加工を行い、建設現場に納入しております。従来から従業員用の駐車スペースやトレーラーの待機スペースが不足しており、駐車場の確保が課題となっていました。そこで事業所周辺で駐車場の整備について検討したところ、土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号251513番、譲受人、譲渡人、いずれも古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畠1筆、9.55平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります工事用地のための一時転用で、転用期間は11か月間となっております。土地の区分につきましては、農地の広がりが

10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。

次の申請書番号251514番でご説明いたしましたが、譲受人は隣地で自己用住宅の建築を計画しており、工事に当たり当該申請地に小型重機を搬入するため、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。申請書番号251514番、譲受人、譲渡人、いずれも古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畠2筆、361平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。譲受人は、現在両親と妻との4人で古久喜地内の実家で生活をしておりますが、将来子供が生まれたとき、現在の住まいでは手狭になるため、譲受人の父の所有する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

申請書番号254509番を除く農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

高橋委員さん、お願いします。

○10番（高橋七海君） 10番、高橋でございます。現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号251509、資料5になります。申請地は、久喜菖蒲公園から南に300メートルほどの工業団地内に位置しております。周囲は、北側が川、南側、西側が道路、東側が宅地となっております。畠の状況は耕うんされておりましたが、草が少し生い茂っている状況でした。建設予定の内容は駐車場ということで、周囲をコンクリートブロックの設置と排水対応の建設内容となっており、被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号251513と251514、併せてご報告いたします。こちら申請者と申請地が隣接しているということと、251514の申請地の建設のための一時転用が251513になるため併せてご報告します。申請地は、久喜ロヂャースから北に100メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、東側がさいたま栗橋線、ほかは主に宅地となっております。住宅の建設を予定しておりますが、被害防除についてはコンクリートブロックとフェンスの設置及び排水の対応する建設内容となっており、被害を及ぼすことがないと思われます。

以上2案件について、現地の状況から許可相当であると判断しております。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま高橋委員さんからの調査報告についてご質問をお受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

野口委員さん。

○17番（野口和幸君） 資料の5番なのですけれども、251509です。ここで敷地の真ん中に道路が走っていると思うのですけれども、これは払下げをするということでしょうか。

○会長（杉田孝行君） お願いします。

○主任（松田知也君） 251509の申請地の真ん中に市が管理している土地があったのですが、こちら既に払下げ済みで申請者所有の土地となっております。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請書番号254509を除き、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって可決決定いたします。

次に、申請書番号254509に移ります。農業委員会等に関する法律の規定する議事参与の制限により、長谷川委員さんにおかれましては暫時退席を願います。

〔16番 長谷川智英君退席〕

○会長（杉田孝行君） それでは、議案について事務局に説明をさせます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、10ページの上から2つ目の欄を御覧ください。申請書番号254509番、譲受人は桜田5丁目に本店を置き、建設用金属製品の製造などを行う法人、譲渡人は東大輪在住の方外1名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田2筆、2,910平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場兼駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。譲受人は、桜田5丁目において建設用金属製品の製造、土木、建築工事の請負業務を行っております。現在、加須市内に資材置場を借りておりますが、費用が高く、本社から遠いところにあります。また、従業員用の駐車場も本社から離れている駐車場を借りて利用しておりますが、本社まで距離があることから、自転車で通勤する者がいるなど不便な状況にあります。そこで本社周辺での駐車場確保について検討したところ、土地の所有者から了承が得られたこと、また申請地は市道鷺宮14号線に面しており、10ントントラックも容易に出入りができる、資材置場としても適していることから、今回の申請に至ったものでございます。立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

申請書番号254509番についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宮城委員さん、お願ひします。

○18番（宮城与四郎君） 18番、宮城です。10月20日に現地調査を行いましたので、ご報告をいたします。

本件につきましては、農地法5条1項の規定による許可申請でございまして、現地を確認した結果、当該土地につきましては、北、東側が住宅、南側は水路、西側は道路であります、道路の西側には弦代公園がございます。現地の状況につきましては、稲刈りが既に終わっておりまして雑草等の繁茂はありません。許可後は資材置場として、あるいは駐車場として利用するという予定でございます。申請の内容及び現地の状況等から許可相当と判断をいたします。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま宮城委員さんからの調査についてご質問をお受けします。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、申請書番号254509について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） 全員をもって可決決定いたします。

長谷川委員さんの入室を認めます。

[16番 長谷川智英君着席]

○議案第16号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第16号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程いたします。

事務局より説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第16号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の12ページを御覧ください。

初めに、久喜10番、設定を受ける農地は、上清久地内の田12筆、9,356平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用7年間ほかとなっております。

続きまして、久喜11番、12ページから13ページを御覧ください。設定を受ける農地は、下早見及び久喜東4丁目地内の田17筆、2万4,864.3平米でございまして、下早見在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、久喜12番、設定を受ける農地は、野久喜地内の田1筆、829平米でございまして、野久喜在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、久喜13番、設定を受ける農地は、六万部地内の田2筆、829平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用5年間となっております。

続きまして、久喜14番、14ページを御覧ください。設定を受ける農地は、六万部地内の田2筆、1,602平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、久喜15番、14ページから15ページを御覧ください。設定を受ける農地は、所久喜及び江面地内の田20筆、1万6,316平米でございまして、所久喜在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用5年間となっております。

続きまして、久喜16番、設定を受ける農地は、六万部地内の畠2筆、2,698平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畠利用5年間となっております。

続きまして、久喜17番、15ページから16ページを御覧ください。設定を受ける農地は、下清久地内の田16筆、1万2,652平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲20番、設定を受ける農地は、菖蒲町小林地内の田1筆、397平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲21番、設定を受ける農地は、菖蒲町下栢間地内の田1筆、4,800平米でございまして、白岡市在住の方となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲22番、設定を受ける農地は、菖蒲町上栢間及び菖蒲町下栢間地内の田2筆、1,921平米でございまして、菖蒲町上栢間住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は固定賃貸借6,000円となっております。固定賃貸借という言葉は初めて出てくるかと思いますが、こちらは反当たりの金額ではなく、1筆当たりの金額というふうに捉えていただきたいと思います。こちらの菖蒲22番で申し上げますと、2筆ありますが、それぞれ1筆につき6,000円という形になっております。

続きまして、菖蒲23番、設定を受ける農地は、菖蒲町菖蒲地内の田2筆、1,721平米でございまして、加須市在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲24番、設定を受ける農地は、菖蒲町新堀地内の田2筆、491平米でございまして、菖蒲町新堀住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は固定賃貸借3,100円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲25番、17ページを御覧ください。設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、1,289平米でございまして、菖蒲町小林住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり8,000円となっております。

続きまして、菖蒲26番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田4筆、1万780平米でございまして、菖蒲町小林住の方となっております。設定を受ける権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり8,000円となっております。

続きまして、栗橋5番、設定を受ける農地は高柳地内の田1筆、850平米でございまして、新井在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、栗橋6番、設定を受ける農地は栗橋地内の畠2筆、2,172平米でございまして、栗橋に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畠利用5年間、賃借料は反当たり5万円となっております。

続きまして、栗橋7番、設定を受ける農地は間籬地内の田2筆、1,513平米でございまして、間籬住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は固定賃貸借3,500円ほかとなっております。

続きまして、栗橋8番、17ページから18ページを御覧ください。設定を受ける農地は松永地内の畠8筆、3,483平米でございまして、さいたま市見沼区住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畠利用6年間となっております。

続きまして、鷺宮3番、設定を受ける農地は西大輪地内の田1筆、753平米でございまして、野久喜住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

最後に、鷺宮4番、設定を受ける農地は東大輪地内の田5筆、6,876平米でございまして、八甫2丁目に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） ちょっとした質問で申し訳ないのですけれども、菖蒲の21番で、面積が4,800平米という土地な

のですけれども、これはどの辺なのですか。こんな大きな土地があるのかなと思って。後で見に行こうかなと。1筆で4,800平米あるのですよね。だからどの辺なのかなと思って、すばらしいなと思って、ちょっと知りたかったのですけれども。後でいいです。すみません。

○会長（杉田孝行君） 池田委員さん、お願ひします。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。栗橋の6なのですが、普通畑の利用なのですけれども、詳細は何をお作りになるのですか。

○副主幹兼係長（田口一美君） 栗橋の6番でございますが、こちらはハウス栽培でイチゴと野菜を栽培すると伺っております。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○1番（柴崎行雄君） 今と同じ、栗橋8番、お願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） こちら栗橋8番でございますが、こちらの方は、現在さいたま市のほうで花卉、お花の栽培をされているということでございます。こちら久喜市のほうでも花卉の栽培をされると伺っております。

○1番（柴崎行雄君） これはハウスですか。ちょっと確認しておいてください。

○事務局長（田中智也君） 私から補足させていただきます。この栗橋の8番の方はもともと、皆さんご存じの法人で、3年間ほどそこで農業をされていて、ハウスを借りながら野菜とか花卉もやっていたということで、その実績から今度独立してやられるということで、ハウスも野菜と多分花卉をやるという前提だということだと思います。

○会長（杉田孝行君） 柴崎委員さん、よろしいでしょうか。

○1番（柴崎行雄君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。

それでは、先ほどの岸田委員さんについては、後日お調べして報告ということでよろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） はい、よろしくお願ひします。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） それでは、質問はないということで打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第16号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し、異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の20ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は1件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、22ページから24ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は7件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、26ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は1件の届出を受

理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、28ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は2件の合意解約に係る通知が提出されております。

最後に、30ページを御覧ください。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しております、農業用物置に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何かご質問がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

○協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回はあらかじめ協議事項についてということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員さんの皆さんからこれに関して何かございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

○農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第9、農政問題に入ります。

大体かなりの米の収穫終わりましたので、委員の皆さんに毎月発表していただいているのですけれども、今回久喜の早野さんと柴崎さんに簡単で結構ですから、収穫状況についてお話しitただければと思います。簡単で結構でございます。

○15番（早野公夫君） 15番、早野です。今年は、私、作付面積が約1町ぐらいだったのです。それで収量なのですが、約9俵から10俵ぐらいの出来でした。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

柴崎委員さん、お願いします。

○1番（柴崎行雄君） すみません。それほど大々的にやっているわけではありませんので、何をお話ししたらいいか分からぬのですが、先日稲刈りが終わりまして、例年よりコンバインに入るもみ種の音が多かったということで、近所の人も8俵半から9俵いっているかなということです。

それと、もう一つは、昨年カメムシの消毒よくやったのか、その効果が出たのかどうか。随分今年度はカメムシの影響が少ないのではないかということで菖蒲、特に新田と言われている栢山と小林の境の田んぼなのですが、そういう状況がありました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま柴崎委員さんのほうからも申されたことで、今年は徹底的にカメムシ対策ということで、かなり少ないということであります。

皆さんのほうからほかにございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

◎閉会の宣告 午後 2時56分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日のほう閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年10月24日

久喜市農業委員会会長 杉 田 孝 行

署 名 委 員 高 橋 七 海

署 名 委 員 岡 田 武